

# 令和5年度事業報告書

本法人は、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。

当協会が信用保証業務を行っている独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付事業の廃止を含めた「年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日付で公布され、令和4年3月末で新規貸付の申込受付が終了することが決定された。

当協会では、「年金担保貸付事業の終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書に基づき事業の運営にあたっている。

信用保証事業は、(独)福祉医療機構と協議のうえ、令和8年(2026年)4月末までに保証業務を終了させ、住宅団信事業は、厚生労働省、(独)福祉医療機構と連携して、令和8年4月を目途に加入者が他の団体が実施する団信に移行する方向で進めている。

なお、信用保証業務の終了までの期間に対応できる資金を保証履行引当資産、事業廃止円滑化対応積立資金等により確保している。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

## I 事業実施状況

### 1 信用保証事業

#### (1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、令和4年4月貸付実行分(令和4年3月申込受付分)で新規の保証引受は終了したところであるが、保証履行及び保証履行により取得した求償債権残高の管理・回収については、次のとおり実施した。

##### ① 保証引受残高

令和5年度末の保証引受残高は、23,334件、24億9,261万円(前年度62,907件、135億712万円)であった。

表1：保証引受残高の推移

年度	2019年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
件数 (前年度比)	157,481件 (88.3%)	128,332件 (81.5%)	108,902件 (84.9%)	62,907件 (57.8%)	<b>23,334件</b> <b>(37.17%)</b>
金額 (前年度比)	46,451百万円 (88.8%)	35,601百万円 (76.6%)	32,299百万円 (90.7%)	13,507百万円 (41.8%)	<b>2,492百万円</b> <b>(18.4%)</b>

##### ② 保証料収入

令和5年度の保証料収入は、令和4年4月の貸付実行分で新規の貸付が終了したため、令和4年度までに受け入れた保証料を貸付の償還予定に基づく各年

度の償還割合に応じて各年度に計上し、1億8,961万円（前年度6億2,467万円）であった。

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

令和5年度の保証履行は、1,498件、2億8千2百99万円を行った。（保証履行状況の推移は、表2参照。）

令和5年度末の求償債権の残高は、230件、82,762千円（前年度末254件、94,719千円）であった。

令和5年度の求償債権の増減の状況は表3、債権償却の状況は表4のとおりである。

表2：保証履行状況の推移

年 度	2019年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数 (前年度比)	3,659件 (85.9%)	3,319件 (90.7%)	2,824件 (85.1%)	2,439件 (86.4%)	1,498件 (61.4%)
金 額 (前年度比)	984百万円 (85.8%)	880百万円 (89.4%)	726百万円 (82.5%)	602百万円 (82.9%)	283百万円 (47.0%)
単 価 (前年度比)	269千円 (100%)	265千円 (98.5%)	257円 (97.0%)	247千円 (96.1%)	189千円 (76.5%)

表3：令和5年度求償債権の増減状況

	令和4年度末 残高	増加分	減額分		令和5年度末 残高
			回収分	債権償却分	
件 数	254件	15件	6件	33件	230件
金 額	94,719千円	5,261千円	1,594千円	15,624千円	82,762千円

※回収分の内訳：全額一括返済分1件、6千円。分割返済分5件、1,588千円。

計1,594千円（前年度2,868千円）

表4：債権償却の状況（債権管理規程第22条第3項による報告）

	件数	金額（円）	備考
死亡	3	867,686	
破産	1	379,425	民法上の破産適用
生活困窮	3	1,352,546	生活保護受給者等
行方不明	0	0	1年以上の所在不明
時効	26	13,024,283	民法上の時効（10年）
合計	33	15,623,940	

## （2）（独）福祉医療機構との打ち合わせ会の実施

年金担保貸付の信用保証事業の終了を見据え、当協会の安定的運営のためには、（独）福祉医療機構との密接な連携が必要となることから、打ち合わせ会を適宜実施した。

## （3）求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、平成20年4月より一部の債権について、サービサー（債権回収会社）に委託しているところである。

なお、回収可能性のある求償債務者や首都圏近郊に住所を有する求償債務者について、債務者の状況把握等のための訪問調査を5回（埼玉県3回、神奈川県1回、愛媛県1回）実施した。

また、求償債権の回収にあたっては、（独）福祉医療機構と連携のうえ、年金担保貸付の受託金融機関に対し意見等の聴取を行った。

## 2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

### （1）年金住宅融資に係る債務引受事業

令和5年度は、新規の債務引受の申し込みはなかった。

賛助会員については、10会員である。（（独）福祉医療機構を含む。）

### （2）年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、令和5年度においては、特約料を据え置き、表5のとおり実施した。なお、保険料率については、団体の構成年齢の変化により、次のとおりとなった。

- ・令和5年1月～12月：11円27銭（対万円/月額）

- ・令和6年1月～12月：11円17銭（対万円/月額）

同事業の団体信用生命保険加入件数は、令和6年3月末140件（前年度162件）と前年度より22件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表6のとおりである。

なお、この事業については、検討委員会報告書に基づき、厚労省、（独）福祉医療機構と連携して早期に他の団体に移管するために、関係者間協議を実施して

いるところである。

令和 5 年度においては、関係者間協議を 4 回実施(6 月、9 月、11 月、1 月)し、令和 6 年 1 月開催の第 7 回では中間とりまとめ報告書(案)が議論された。

また、年金住宅融資の債務残高を有する一般事業主 2 社について、会社を訪問し、事務担当者に対して、移管予定先が実施する団信への加入後の事務処理等の説明を行った。

表 5：特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	令和 5 年度	6.49 円	8.42 円	10.31 円

※平成 25 年度に特約料を改定後、据え置きを実施している。

表 6：利用状況の推移

年 度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
加入件数(年度末)	366 件	273 件	201 件	162 件	140 件
支払件数	5 件	1 件	5 件	2 件	1 件
支払保険金	10,527 千円	406 千円	4,114 千円	6,838 千円	3,370 千円

## II 管理的事項

### 1 評議員会

#### (1) 第 26 回評議員会 (定時評議員会)

令和 5 年 6 月 19 日

第 1 号議案 令和 4 年度決算について (決算書)

第 2 号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について

報告事項 1 令和 4 年度事業報告について (事業報告書)

報告事項 2 常勤理事の特別手当の額について

#### (2) 第 27 回評議員会

令和 6 年 3 月 13 日

議 案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項 1 令和 6 年度事業計画について (事業計画書)

報告事項 2 令和 6 年度予算について (収支予算書)

報告事項 3 令和 6 年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

報告事項 4 特定費用準備資金の活動実施予定時期の変更について

- 報告事項 5 職員給与規程の一部改正について  
報告事項 6 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

## 2 理事会

(1) 第 36 回理事会

令和 5 年 6 月 2 日

第 1 号議案 令和 4 年度事業報告について (事業報告書)

第 2 号議案 令和 4 年度決算について (決算書)

第 3 号議案 常勤理事の特別手当の額について

第 4 号議案 第 26 回評議員会 (定時評議員会) の招集について

(2) 第 37 回理事会 (書面)

令和 5 年 6 月 19 日

第 1 号議案 代表理事 (理事長) 選定の件

第 2 号議案 常務理事選定の件

(3) 第 38 回理事会

令和 5 年 10 月 13 日

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(4) 第 39 回理事会

令和 6 年 2 月 28 日

第 1 号議案 令和 6 年度事業計画について (事業計画書)

第 2 号議案 令和 6 年度予算について (収支予算書)

第 3 号議案 令和 6 年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

第 4 号議案 特定費用準備資金の活動実施予定時期の変更について

第 5 号議案 職員給与規程の一部改正について

第 6 号議案 第 27 回評議員会の招集について

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

## 3 常勤役員の給与の削減措置の実施

協会の財政状況に資するため、2019 年 4 月から、当分の間、常勤役職員の基本給月額を段階的に減額しており、令和 5 年度においては、常勤役員の基本給を平成 30 年度の基本給の 50% 減とした。

## 事業報告に係る附属明細書

〔 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで 〕

記載項目なし

### [参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第34条 法第123条第2項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第76条第3項第3号及び第90条第4項第5号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。